

○国土交通省
環境省 令第一号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第九条第二項の規定に基づき、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月九日

国土交通大臣 前原 誠司

環境大臣 小沢 鋭仁

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省環境省 令第一号）の一部を次の

ように改正する。

第二条第二項第四号中「及び第四項本文」を「、第四項本文及び第五項本文」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（対象建設工事に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第二条第四項の規定は、この省令の施行の際既に着手している対象建設工事については、適用しない。